

令和7年度三重県在宅医療・介護連携の推進にかかる調査分析事業  
業務委託仕様書

1 委託事業名

令和7年度三重県在宅医療・介護連携の推進にかかる調査分析事業

2 目 的

この仕様書は、委託者三重県(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に委託する前記1の事業に係る業務(以下「委託業務」という。)について、その内容及び実施方法を定めるものとする。

3 履行期間 契約の日から令和8年2月27日(金)まで

4 履行場所 三重県内

5 委託業務の内容等

(1) 目的

高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくためには、各保険者(市町村等)が住民のニーズを的確に捉えた上で地域のめざす姿を明確化し、データ等を用いて現状との乖離状況を定期的に分析することで、地域の特性に応じた効果的な取組を立案することが求められる。

このため、保険者支援として、「地域包括ケア『見える化』システム」をはじめとする様々なデータソースから把握できる情報や、各種アンケート調査の結果等から見える地域の特徴を分析し課題を抽出できるよう分析のサポートを行うとともに、課題に対応した自立支援・重度化防止等に向けた施策を企画・立案することを目的とする。

(2) 業務の内容

① 保険者支援のための基礎分析資料の作成

ア 乙は、保険者が地域の特徴把握と課題解決に向けた施策検討ができるよう、高齢者や介護保険に係る各種基礎データ(※)を収集・整理の上、年齢調整後一人当たり給付費の差や地域課題の要因を分析し、県内の保険者ごとに、各種基礎データと地域の特徴及び課題を記載した資料(基礎分析資料)を作成すること。

※ 資料に記載する基礎データについて、以下を必須記載とし、全国平均その他の数値との比較や経年変化の分析を行うこと。また、その他保険者が自地域の特徴把握を行う際に有用なデータや情報についても適宜収集し、記載すること。

・第1号被保険者一人当たり給付費(年齢等調整済み)

- ・要介護認定率(年齢調整済み)
- ・受給率(在宅サービスと施設サービスのバランス)
- ・受給者一人当たり給付費
- ・地域包括ケア「見える化」システム【厚生労働省】
- ・介護保険事業状況報告(年報・月報)【厚生労働省】
- ・介護保険総合データベース【厚生労働省】
- ・業務分析データ(要介護認定適正化事業)【厚生労働省】
- ・NDB(National Database)【三重県から提供】等

イ 資料は、経年のデータを示し、単にデータを羅列するのではなく、分析結果を別途記載する等、地域の特徴や地域差の要因が明瞭となるよう作成し、甲及び保険者が当該資料を活用することで、共通認識に基づいて地域課題への対応策を検討することができるように留意すること。

- ② 在宅医療・介護連携推進に資するアンケート調査の実施及び報告書の作成  
「退院支援」「日常の療養支援」「急変時の対応」「看取り」等に関係するものとする。

中間報告:令和7年9月30日まで

最終報告:令和8年1月15日まで

- ③ その他

ア 本仕様書及び企画提案書に予定されていない事項についても、甲乙協議の上、委託金額の範囲内で実施できるものとする。

イ 作業に必要なパソコン等の機材は、原則として受託者が用意するものとする。

### (3)委託業務の実施条件等

- ①乙は、契約締結後速やかに、地域包括ケア「見える化」システム利用・NDB(National Database)の取り扱い申請書および誓約書を提出すること。
- ②乙は、甲に対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとし、より良い具体策を打ち出すために、甲との綿密な協議のもと、事業を遂行すること。
- ③本業務の遂行によって作成した報告書等にかかる著作権等の諸権利は、甲に帰属するものとする。

### (4)書類の提出

ア 成果品および提出期限

- ・基礎分析資料の作成:令和7年12月31日
- ・在宅医療・介護連携推進に資するアンケート調査の実施及び報告書の作成  
中間報告:令和7年9月30日、最終報告:令和8年1月15日
- ・上記のほか本事業において作成した資料、原稿、データ等:令和8年2月27日

イ 事業修了後は、【様式1】に基づき事業経費の内訳を令和8年2月27日または終了後2週間以内のいずれか早い日に提出するものとする。

ウ 事業の内容を変更するときは、【様式2】に基づき変更事業実施計画書・事業経費の内訳を提出し、甲乙協議して書面によりこれを定める。

エ Word、Excel、PowerPoint(バージョン 2016 が対応可能なもの)、PDF ファイル等を CD-R、DVD-R 等に保存したものを基本とし、上記(4)のア成果品については、A4・簡易製本版各 1 部を合わせて納品すること。詳細は三重県と受託者が協議の上、決定する。

## 6 個人情報の取扱いについて

個人情報については別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」の内容を遵守すること。これに基づき受託者は、

- ・個人情報の責任体制等を記載した書面を委託者に提出する。
- ・個人情報の受け渡し、廃棄・消去にあたっては書面による確認を行う。
- ・個人情報を管理するための台帳を整備する。
- ・個人情報の取扱いについて、委託者からの点検を受ける。

また、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 66 条第2項及び第 67 条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項があるので留意すること。

## 7 暴力団等の排除措置について

受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1)断固として不当介入を拒否すること。
- (2)警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
- (3)委託者に報告すること。
- (4)業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

なお、受託者が(2)又は(3)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 8 その他

- (1)本契約について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でもその履行上当然必要な事項については、甲乙のそれぞれの責任者が協議の上、これを行うものとする。
- (2)乙は、当該事業を実施する上で知り得た甲の業務上の秘密を他人に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。
- (3)甲は、本業務の実施にあたり、乙が必要とする資料や情報等の提供を支障のない範囲で協力するものとする。

- (4) 本業務に係る監査等が行われる際、乙は協力すること。
- (5) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (6) 乙は、事業完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、甲の求めに応じて何時でも閲覧に供することができるよう保存すること。